

岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業
との調和に関する条例・規則手引書

令和6年1月策定

(令和7年4月改定)

岩 国 市

この手引書では、岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を「条例」、同条例施行規則を「規則」として説明しています。

目 次

第1章 全般的事項

1 条例制定の背景	1
2 条例の目的と責務	1
3 用語解説	2
4 条例の手続きを受ける事業	3

第2章 抑制区域

1 抑制区域について	4
------------------	---

第3章 手続きの流れ

1 新規設置・増設の場合	9
2 令和6年1月1日から120日以内に着工の場合	10
3 令和6年1月1日前に着工済み又は工事が完了している場合	11

第1章 全般的事項

1 条例制定の背景

我が国においては、脱炭素社会の構築に向けた都市づくりが求められており、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

こうした状況を受け、脱炭素化に向けた手段の一つとして、再生可能エネルギーの活用が推進されているところですが、地域の自然環境等に対する配慮が確保されずに開発行為が行われることによって、様々な問題が発生しているところです。

国においては、グリーン・トランスフォーメーションが求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備として、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進していくため、事業者に対する法規制の強化を図られています。

こうした背景の中、本市においても、本市の豊かで美しい自然環境及び良好な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した地域社会及び住み続けられるまちづくりを実現するため、条例及び施行規則を制定しました。

2 条例の目的と責務

◆ 目的（条例第1条）

岩国市では、「豊かで美しい自然環境及び良好な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与すること」を目的として、令和6年1月1日に条例を施行しています。

◆ 市の責務（条例第3条）

目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

◆ 事業者の責務（条例第4条）

- ① 関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の発生を防止し、自然環境等に十分配慮し、並びに近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。
- ② 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。

◆ 土地所有者等の責務（条例第5条）

- ① 災害又は自然環境等への被害が発生するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、土地を使用させないよう努めなければならない。
- ② 事業により、災害又は自然環境等への被害が発生しないよう、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めるよう努めなければならない。
- ③ 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該事業者に代わり、災害又は自然環境等への被害が発生しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 用語解説

条例（第2条）及び規則（第2条、第4条）では、用語の定義を次のように定めています。

用 語	意 義
再生可能エネルギー源	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する太陽光及び同項第 2 号に規定する風力をいう。
再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
事業	次に掲げる事業をいう。 ① 再生可能エネルギー発電設備の新設及び増設（当該設備を新設し、又は増設するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。） ② ①の設備による発電を行う事業 ③ ①②の事業であって、発電出力が 500 キロワット以上の事業（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、近接した場所において同時期又は近接した時期に設置する再生可能エネルギー発電設備の合算した発電出力が 500 キロワット以上となる場合を含む。） ※ ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域において行う事業は除く。 ※ 太陽光を再生可能エネルギー源とする発電設備の場合、本条例における「発電出力」とは、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さいほうとする。
事業区域	事業の用に供する土地の区域をいう。
事業者	市内において事業を計画し、又はこれを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
近隣関係者	事業により生活環境に一定の影響を受けると認められるものとして次に掲げるものをいう。 ① その活動区域に事業区域を含む地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体 ② ①の団体の活動区域に居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他の団体並びにこれらの区域に土地若しくは建物を所有し、又は使用するもの ③ ①②に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

4 条例の適用を受ける事業

条例は、

- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する太陽光及び同項第 2 号に規定する風力を再生可能エネルギー源とし、（条例第 2 条第 1 項第 1 号）
- ・再生可能エネルギー発電設備の新設及び増設（当該設備を新設し、又は増設するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）並びに当該設備による発電を行う事業であって、（条例第 2 条第 1 項第 3 号）
- ・発電出力が 500 キロワット以上の事業（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、近接した場所において同時期又は近接した時期に設置する再生可能エネルギー発電設備の合算した発電出力が 500 キロワット以上となる場合を含む。）（規則第 3 条） に適用されます。

ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域において行う事業は除きます。

第2章 抑制区域

1 抑制区域について

条例では、豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域などを、事業者に対し事業の抑制を求める区域として指定することができるとしており（条例第6条）、規則（規則第5条）において以下のとおり指定しています。

	区域名	内容等（上段：関係法令、下段：相談窓口）	
1	砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条	
		制 度 全 般	山口県土木建築部砂防課管理班（083-933-3750）
		相談・手続	各土木建築事務所
2	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項	
		制 度 全 般	山口県土木建築部砂防課管理班（083-933-3750）
		相談・手続	各土木建築事務所
3	地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項	
		制 度 全 般	山口県土木建築部砂防課管理班（083-933-3750） 山口県農林水産部農村整備課整備班（083-933-3409） 山口県農林水産部森林整備課林地保全班（083-933-3480）
		相談・手続	砂防課所管各土木建築事務所 農村整備課、森林整備課所管各土木建築事務所
4	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項	
		制 度 全 般	山口県土木建築部砂防課管理班（083-933-3750）
		相談・手続	各土木建築事務所
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項	
		制 度 全 般	山口県土木建築部砂防課管理班（083-933-3750）
		相談・手続	各土木建築事務所
5	土砂災害危険箇所・山地災害危険地区	国土交通省が公表する土砂災害危険箇所及び林野庁が公表する山地災害危険地区	
		制 度 全 般	山口県土木建築部砂防課管理班（083-933-3750）
		相談・手続	各土木建築事務所

6	保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項	
		制 度 全 般	山口県農林水産部森林整備課林地保全班（083-933-3480）
		相談・手続	各農林水産事務所森林部
7	河川区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項	
		制 度 全 般	山口県土木建築部河川課水政班（083-933-3770）
		相談・手続	各土木建築事務所
	河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項	
		制 度 全 般	山口県土木建築部河川課水政班（083-933-3770）
		相談・手続	各土木建築事務所
8	特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項	
		制 度 全 般	山口県環境生活部自然保護課自然・野生生物保護班（083-933-3050）
		相談・手続	各農林水産事務所森林部
9	保護水面	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条	
		制 度 全 般	山口県農林水産部水産振興課水産管理班（083-933-3510）
		相談・手続	各農林水産事務所水産部
10	緑地環境保全地域	山口県自然環境保全条例（昭和49年山口県条例第4号）第15条第1項	
		制 度 全 般	山口県環境生活部自然保護課自然共生推進班（083-933-3060）
		相談・手続	各農林水産事務所森林部
	自然記念物が所在する土地	山口県自然環境保全条例（昭和49年山口県条例第4号）第21条第1項	
		制 度 全 般	山口県環境生活部自然保護課自然共生推進班（083-933-3060）
		相談・手続	各農林水産事務所森林部
11	国立公園	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号	
		制 度 全 般	山口県環境生活部自然保護課自然共生推進班（083-933-3060）
		相談・手続	各農林水産事務所森林部
	国定公園	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号	
		制 度 全 般	山口県環境生活部自然保護課自然共生推進班（083-933-3060）
		相談・手続	各農林水産事務所森林部

12	山口県立自然公園	山口県立自然公園条例（昭和35年山口県条例第25号）第2条第1号	
		制度全般	山口県環境生活部自然保護課自然共生推進班（083-933-3060）
		相談・手続	各農林水産事務所森林部
13	風致地区	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号	
		制度全般	岩国市都市開発部景観整備課景観政策班（0827-29-5162）
		相談・手続	岩国市都市開発部景観整備課
14	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項	
		制度全般	山口県観光スポーツ文化部文化振興課文化財班（083-933-4560）
		相談・手続	岩国市文化スポーツ振興部文化財課
	史跡名勝天然記念物が所在する土地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項	
		制度全般	山口県観光スポーツ文化部文化振興課文化財班（083-933-4560）
		相談・手続	岩国市文化スポーツ振興部文化財課
	重要文化的景観の選定範囲	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第134条第1項	
		制度全般	岩国市文化スポーツ振興部錦帯橋課世界遺産推進班（0827-29-5107）
		相談・手続	岩国市文化スポーツ振興部錦帯橋課
15	県指定史跡名勝天然記念物が所在する土地	山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第37条第1項	
		制度全般	山口県観光スポーツ文化部文化振興課文化財班（083-933-4560）
		相談・手続	岩国市文化スポーツ振興部文化財課
16	岩国市指定文化財が所在する土地	岩国市文化財保護条例（平成18年条例第287号）第4条第1項	
		制度全般	岩国市文化スポーツ振興部文化財課文化財班（0827-28-5353）
		相談・手続	岩国市文化スポーツ振興部文化財課
17	農用地区域（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	
		制度全般	山口県農林水産部農業振興課農地調整班（083-933-3380）
		相談・手続	岩国市農林水産部農林振興課農政班

なお、再生可能エネルギー発電事業に関する事業計画届出書（様式第2号）を提出する際の添付書類として必要となる「(13) 事業に関する法令等の許認可等を受けているときは、その写し」作成時に、抑制地域における許認可等に漏れがないか確認するために、次のチェックリストを御活用いただき、届出時に添付してください。

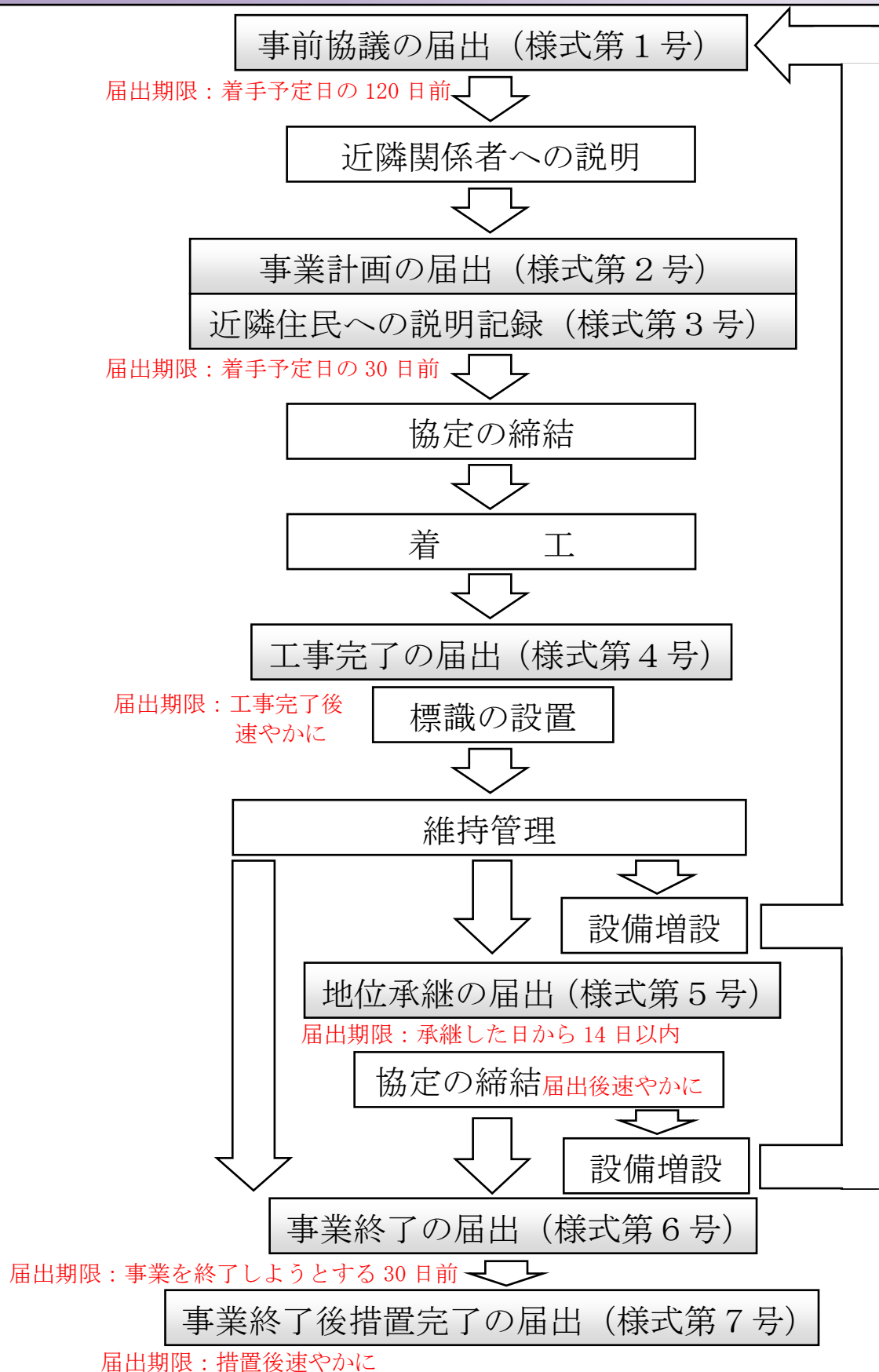
抑制区域の確認状況

	区域名	該当の有無	確認日	手続日 (該当の場合)
1	砂防指定地	有・無	年 月 日	年 月 日
2	急傾斜地崩壊危険区域	有・無	年 月 日	年 月 日
3	地すべり防止区域	有・無	年 月 日	年 月 日
4	土砂災害警戒区域	有・無	年 月 日	年 月 日
	土砂災害特別警戒区域	有・無	年 月 日	年 月 日
5	山地災害危険地区	有・無	年 月 日	年 月 日
6	保安林	有・無	年 月 日	年 月 日
7	河川保全区域	有・無	年 月 日	年 月 日
8	特別保護地区	有・無	年 月 日	年 月 日
9	保護水面	有・無	年 月 日	年 月 日
10	緑地環境保全地域	有・無	年 月 日	年 月 日
	自然記念物が所在する土地	有・無	年 月 日	年 月 日
11	国立公園	有・無	年 月 日	年 月 日
	国定公園	有・無	年 月 日	年 月 日
12	山口県立自然公園	有・無	年 月 日	年 月 日
13	風致地区	有・無	年 月 日	年 月 日
14	埋蔵文化財包蔵地	有・無	年 月 日	年 月 日
	史跡名勝天然記念物が所在する土地	有・無	年 月 日	年 月 日
	重要文化的景観の選定範囲	有・無	年 月 日	年 月 日

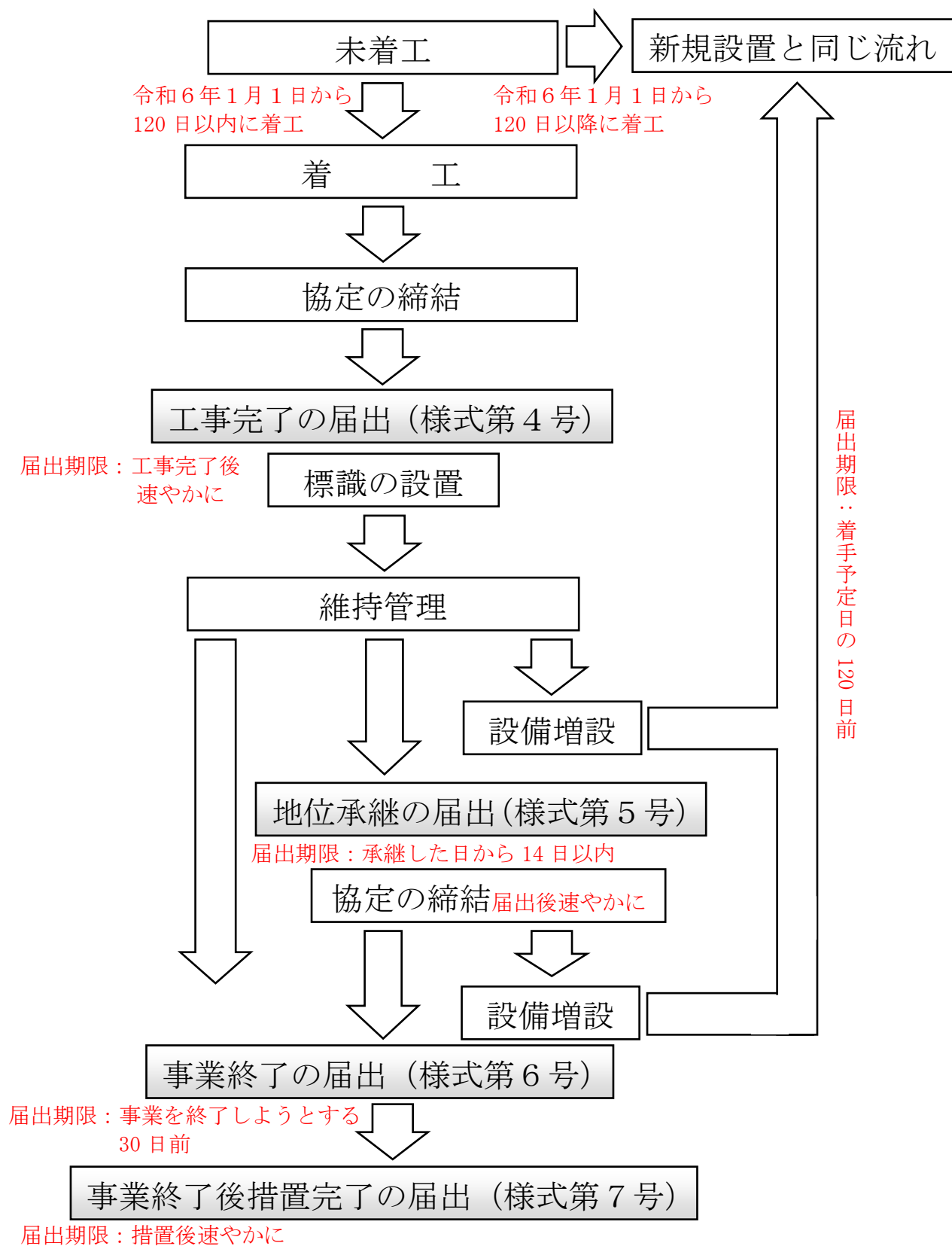
15	県指定史跡名勝天然記念物が所在する土地	有・無	年 月 日	年 月 日
16	岩国市指定文化財が所在する土地	有・無	年 月 日	年 月 日
17	農用地区域（営農型太陽光発電設備を設置する場合を	有・無	年 月 日	年 月 日

第3章 発電事業に関する手続き

1 新規設置・増設の場合



2 令和6年1月1日から120日以内に着工の場合



3 令和6年1月1日前に着工済み又は工事が完了している場合

